

国土交通省告示第九百七十五号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（一部改正））

第一条 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第四号様式中「表二（抄第一項）」を「表二（抄第一項）」に改める。

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部改正）

第二条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年国土交通省告示第二六六十五号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号ロ中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号ハ中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部改正）

第三条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十七年国土交通省告示第六百七十号）の一部を次のように改正する。

別添三の二、第八号中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「同法第十九条第一項」に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務」を削り、「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

別添三の三、第一号中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に、「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部改正）

第四条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年国土交通省告示第二六六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1 (略) 第2 住宅部分に係る事項 1 (略) 2 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。 イ 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ハ)までに定める方法により算出するものとする。 (イ)～(ハ) (略)	第1 (略) 第2 住宅部分に係る事項 1 (略) 2 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。 イ 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ハ)までに定める方法により算出するものとする。 (イ)～(ハ) (略)
(イ) 暖房負荷の算出については、次のとおりとする。 (イ) 暖房負荷の算出においては、単位住戸の外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取得率を用いること。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（ロ(イ)(i)において「気候風土適応住宅」という。）にあつては、これらに代えて、3(1)イ(イ)(i)の表に掲げる外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取得率を用いること。 (ロ)～(ハ) (略)	(イ)～(ロ) (略)
ロ 冷房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ハ)までに定める方法により算出するものとする。 (イ)～(ハ) (略)	ロ 冷房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ハ)までに定める方法により算出するものとする。 (イ)～(ハ) (略)

(ホ) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 冷房負荷の算出においては、単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率を用いること。ただし、気候風土適応住宅にあつては、これらに代えて、3(1)ロ(ホ)(i)の表に掲げる外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率を用いること。

(ii)～(iv) (略)

(ウ) (略)

ハ～ト (略)

(2) (略)

3・4 (略)

第3 (略)

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

別表第 1

(略)	
他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物にあつては、当該建築物以外の当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物から供給されたものを除く。）	1 キロジュールにつき1.36キロジュール（他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められる係数を求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。）
(略)	

別表第 2～別表第 10 (略)

(ホ) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(新設)

(i)～(iii) (略)

(ウ) (略)

ハ～ト (略)

(2) (略)

3・4 (略)

第3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条の規定を適用する場合における第2の3(1)イ(ホ)(i)の暖房負荷の算出及び第2の3(1)ロ(ホ)(i)の冷房負荷の算出については、第2の3(1)イ(ホ)(i)及び第2の3(1)ロ(ホ)(i)の表に掲げる外皮平均熱貫流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率に代えて、単位住戸の外皮平均熱貫流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率を用いることができるものとする。

別表第 1

(略)	
他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十七条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物にあつては、当該建築物以外の当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物から供給されたものを除く。）	1 キロジュールにつき1.36キロジュール（他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められる係数を求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。）
(略)	

別表第 2～別表第 10 (略)

（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準の一部改正）

第五條 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成二十八年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。
1 中「建築物エネルギー消費性能評価等に関する省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(3)」を「建築物エネルギー消費性能評価等に関する省令（以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)」に改め、1イイの表の備考の1中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項」を「同条第2項」に改め、
2 中「第1条第1項第2号ロ(3)」を「第1条第1項第2号ロ(2)」に改め、

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第三十二条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件の廃止）

第六條 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第三十二条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件（平成二十八年国土交通省告示第百六十七号）は、廃止する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件（一部改正））

第七條 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件（平成二十八年国土交通省告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。
本則中「第十一條第一項」を「第七條第一項」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第四十条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件の一部改正）

第八條 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第四十条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件（平成二十八年国土交通省告示第百三十一号）を次のように改正する。

本則中「同条第一号イからニまで」を「同条第一号の表の建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者」に改める。

第九條 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第四十条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件（一部改正）
題名及び本則中「第四十条第二号」を「第三十六条第二号」に改める。
（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定に基づき登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件の一部改正）

第十條 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定に基づき登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件（平成二十八年国土交通省告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。
本則の表中「第一条第一項第一号イに規定する」を「第一条第一項第一号イの」に、並びに同号ロに規定する」を「同号ロの」に改め、一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量」の下に、「同項第二号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率並びに同号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量」、「算出方法」の下に「並びに同号イ(3)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合する外壁、窓等の断熱構造及び同号ロ(3)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合する空気調和設備等に関する事項」を加える。

第十一條 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定に基づき登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件の一部を次のように改正する。
本則中「第四十五条第四号」を「第四十一条第四号」に改め、本則の表中「第四十五条第三号イ」を「第四十一条第三号ロ」を「第四十一条第三号ロ」に、「第四十五条第三号ハ」を「第四十一条第三号ハ」に、「同号イ(3)」を「同号イ(2)」に、「同号ロ(3)」を「同号ロ(2)」に改める。

（判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合の一部改正）

第十二條 判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合（平成二十八年国土交通省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。
本則中「第五十六条第二号」を「第五十二条第二号」に改める。

（評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合の一部改正）

第十三條 評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合（平成二十八年国土交通省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。
本則中「第七十一条第二号」を「第六十七条第二号」に、「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「以下単に」を「以下」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第三号第三号の規定に基づき居住者以外の者が主として利用しているものと認められるものを定める件の一部改正）

第十四條 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第三号第三号の規定に基づき居住者以外の者が主として利用しているものと認められるものを定める件（平成二十八年国土交通省告示第千三百七十六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第二項第三号の規定に基づき居住者以外の者が主として利用していると認められるものを定める件

第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条第三号」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第二項第三号」に改める。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第六條第一項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件)
 第十五条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第六條第一項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件(平成二十八年国土交通省告示第千三百七十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「第六條第一項第二号」を「第四條第一項第二号」に改める。
 本則中「第六條第一項第二号」を「第四條第一項第二号」に改め、本則第二号中「一部であつて」の下に「常時外気に開放された開口部を有するものうち」を加え、「その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が」を「当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の」に改める。

(安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更を定める件(一部改正)
 第十六条 安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更を定める件(平成二十八年国土交通省告示第千四百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四号中「第十一條第一項」を「第十條第一項」に改める。

(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部改正)
 第十七条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部を改正する件(令和元年国土交通省告示第七百八十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

改正前

附則

(経過措置)

第二条 令和三年四月一日以後に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この条において「法」という。)第十一條第二項(法第十四條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(この告示による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第10に掲げる地域の区分(以下この条において「旧地域区分」という。)を適用し、同日前に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)第一條の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「旧法」という。))第十二條第一項(旧法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)の変更、法第十二條第三項(法第十四條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(旧地域区分を適用し、同日前に旧法第十三條第二項(旧法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)の変更及び法第三十一條第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(旧地域区分を適用し、同日前に旧法第三十五條第一項の規定を受けたものに限る。)の変更をする場合における設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量、外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、屋内周囲空間の年間熱負荷及び誘導設計一次エネルギー消費量の算出については、旧地域区分を適用することができる。

附則

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第10に掲げる地域の区分の適用については、令和三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。
 2 令和三年四月一日以後に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項及び次項において「法」という。)第十二條第二項(法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第六十九号)第一條の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項及び次項において「旧法」という。))第十二條第一項(旧法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)の変更、法第十三條第三項(法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(旧地域区分を適用し、同日前に法第十三條第二項(法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)の変更、法第十九條第一項後段の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(旧地域区分を適用し、同日前に同項前段の届出をしたものに限る。)の変更、法第二十二條第二項後段による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(旧地域区分を適用し、同日前に同項前段の通知をしたものに限る。)の変更及び法第三十六條第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(旧地域区分を適用し、同日前に法第三十五條第一項の規定を受けたものに限る。)の変更をする場合における設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量、外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、屋内周囲空間の年間熱負荷及び誘導設計一次エネルギー消費量の算出については、旧地域区分を適用することができる。

3 令和三年四月一日に現に存する建築物の増築、改築又は修繕等(法第六條第二項において規定する修繕等をいう。)をする場合における設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量、外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、屋内周囲空間の年間熱負荷及び誘導設計一次エネルギー消費量の算出については、旧地域区分を適用することができる。

(地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を定める件(一部改正)

第十八条 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を定める件(令和元年国土交通省告示第七百八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準(2)において「気候風土適応住宅の基準」という)は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。</p> <p>一 次のイからニまでのいずれかに該当することであること</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 次の(1)及び(2)に該当すること</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(ii)までのいずれかに該当すること</p> <p>(i) 屋根が以下のいずれかの構造であること</p> <p>① 化粧野天井</p> <p>② 面戸板現し</p> <p>③ せがい造り</p> <p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当することとする。</p>	<p>1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合することとする。</p> <p>一 次のイからハまでのいずれかに該当することであること</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (新設)</p> <p>次の(1)及び(2)に該当すること</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(ii)までのいずれかに該当すること</p> <p>(i) 屋根が化粧野天井であること</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 所管行政庁は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるものを別に定めることができる。</p>
---	---

(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部を改正する件(一部改正)

第十九条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部を改正する件(令和四年国土交通省告示第千四百号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この告示の施行前に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第三十四条第一項の認定(同法第三十六条第一項の変更の認定を含む)の申請がされた建築物に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この告示の施行前に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項若しくは附則第三条第二項の届出、同法第二十条第二項若しくは附則第三条第八項の通知、同法第二十三条第一項、第三十四条第一項若しくは第四十一条第一項の認定(同法第三十六条第一項の変更の認定を含む)の申請又は同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託がされた建築物に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。</p>
---	---

(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準の一部改正)

第二十条 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第百六号）の一部を次のように改正する。

1(2)イの表の備考の1中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項」を「同条第2項」に改める。

(建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項の一部改正)

第二十一条 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和五年国土交通省告示第九百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 表示すべき事項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第27条第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあっては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。）については、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあっては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。)</p> <p>イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（<u>同</u>号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。）非住宅部分の一次エネルギー消費量（<u>同</u>号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価</p> <p>ロ 住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（<u>同</u>条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。）住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 表示の方法</p> <p>法第27条第2項第2号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により1(1)イからハまで及び1(2)に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。</p> <p>イ 販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（法第60条第1項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨 別記様式第4を表示様式に追加すること。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>1 表示すべき事項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第33条の2第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあっては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。）については、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあっては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。)</p> <p>イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（<u>法</u>第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。）非住宅部分の一次エネルギー消費量（<u>同</u>令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価</p> <p>ロ 住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（<u>法</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。）住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 表示の方法</p> <p>法第33条の2第2項第2号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により1(1)イからハまで及び1(2)に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。</p> <p>イ 販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（法第67条の2第1項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨 別記様式第4を表示様式に追加すること。</p> <p>ロ (略)</p>

ハ 表示すべき事項（1(2)に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項 表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。

ニ （略）

3 遵守すべき事項

2に定めるもののほか、法第27条第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ （略）

ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における同令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、同令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値
- ② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、同令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ （略）

ニ ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、同令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値
- ② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、同令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ （略）

(2) （略）

- (3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ （略）

ハ 表示すべき事項（1(2)に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項 表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。

ニ （略）

3 遵守すべき事項

2に定めるもののほか、法第33条の2第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ （略）

ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における同令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値
- ② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ （略）

ニ ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値
- ② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ （略）

(2) （略）

- (3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ （略）

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、同令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値
- ② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、同令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値
- ③ (略)
- (4)・(5) (略)

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値
- ② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値
- ③ (略)
- (4)・(5) (略)

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし第八条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。